

STI (SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION) 発展のための投資奨励政策

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. S.1 / 仏暦 2547 年(2004)

件名 STI(SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION)発展のための投資奨励政策

委員会布告 No.1 仏暦 2543 年 8 月 1 日付 投資奨励の政策と原則、および委員会布告 No.2 仏暦 2543 年 8 月 1 日付 奨励を付与する事業の種類、規模、条件に関連し、技術面を対象としたタイ国の競争力向上を支援に関して、STI(SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION)発展のために、投資奨励法の増補改正(第3版)仏暦 2544 年、仏暦 2520 年 投資奨励法第 16 条、および 31 条の第 2 段による権限に基づき、投資(奨励)委員会は、投資奨励を与える業種の種類および条件を布告する。以下による。

1. 以下の事業は、STI(SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION)の発展奨励原則による権利特典を受けることを規定する。

1.1 ファッション産業 以下からなる。

- テクスタイル(繊維)産業、すなわち、天然繊維、あるいは人造繊維の製造(業種 3.1.1)、糸の製造(業種 3.1.2)、布製造(業種 3.1.3)、漂白・染色および仕上げ(業種 3.1.4)、プリントおよび仕上げ(業種 3.1.5)、衣服の製造(業種 3.1.6)、衣服・衣装の部品の製造(業種 3.1.7)、
- 宝石および宝飾品産業(業種 3.2)
- 皮革あるいは人工皮革製品の製造(業種 3.3)

1.2 乗り物(モーター付きのもの)産業 すなわち

- 手工具および計測器の製造(業種 4.1)
- 機械および備品の製造(業種 4.2)
- 金属部品を含む金属製品の製造(業種 4.3)
- 電気自動車およびその備品の製造(業種 4.13)
- 4ストロークのオートバイエンジン製造(業種 4.14)
- 自動車エンジンの製造(業種 4.15)
- 多目的の自動車エンジンの製造(業種 4.1.6)

1.3 ICT 産業 すなわち

- エレクトロニクス(電子)製品の製造(業種 5.4)
- エレクトロニクス(電子)製品に関する部品および備品製造(業種 5.5)
- マイクロエレクトロニクスに関する材あるいは基板の製造(業種 5.6)

2. 第 1 項による事業を特別に国家に対して有益な重要性有する事業とし、第 31 条 第 2 段による法人所得税免税の割り当てを規定しないものとし、以下の 4 つのケースによる、ケース毎に 1 年、合計して 8 年間を超えない法人所得税の免税の権利特典を受けさせるものとする。

- (1) 最初の 3 年間、平均、年間最高売上の 1-2 % 以上の研究開発あるいは設計(デザイン)経費を有する。
- (2) 最初の 3 年間に、全労働者の 1-5 % 以上の技術、研究開発、あるいはデザインに関係する科学(理学)あるいはその関係の学士以上の教育課程を修了した人材を雇用している。
- (3) 一ヶ月当たりの給与支払いに関して、タイの人材研修面で、最初の 3 年間に 1 % 以上の経費支払い部分があること。
- (4) 最初の 3 年間に年間平均最高売上の 1 % 以上、タイの下請けの能力を発展に対して経費をしいらひ、あるいは、教育関係機関の支援の経費を有すること。

上段(1)(4)どの項目でもその資格がある場合には、全てのゾーンで、機械の輸入関税免除の権利恩典を受けるものとする。

これらに関しては、プロジェクト検討専門委員会をプロジェクト毎にメリットの指標を規定することに関して同意を与えるための検討委員とし、奨励申請を提出した奨励受理申請書に関してこの原則を使用するものとする。

3. 特別に国家に対して重要性と有用性を有する事業として7種類の直接のSTI開発奨励事業に定め、第31条第2段による法人所得税免税の比率を規定せず、ゾーンによらず機械輸入関税の免税を受け、かつ、8年間の法人所得税の免税を受けるものとする。以下による。

- (1) 医療用の器具、機器の製造(業種 3.9)
- (2) 科学用器具(道具)の製造(業種 3.14)
- (3) 電子産業のデザイン(設計)(業種 5.7)
- (4) 研究および開発事業(業種 7.12)
- (5) 理科学実験(検査)サービス事業(業種 7.13)
- (6) Calibration(基準測定)(業種 7.14)
- (7) 人的資源開発(業種 7.15)

これらに関して、直接あるいは生産受託により、奨励を受けた事業に係わる成果からなる販売およびサービス提供からの所得は、自己生産あるいは他者による受託に係わらず、奨励を受ける所得とみなす。

仏暦 2546 年(2003 年)11 月 19 日より有効とする

仏暦 2547 年(2004 年)1 月 9 日 布告する。

(ソムキット・チャトスイーピタット)
副首相 委員会議長代行

注: この翻訳は、2004 年 1 月 9 日布告のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。